

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		行政財産の目的外使用に関する使用料の還付		
根拠例規及び条項		多治見市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例(昭和59年条例第3号)第4条ただし書		
所 管 部 課 名		総務部 総務課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	—		
	基 準	<p>市長が特別の事由があると認めた次のとき。</p> <p>1 災害その他不可抗力による事由のため、当該財産が使用できなくなったとき。</p> <p>2 使用者の責めによらない事由で使用許可を取り消したとき。</p>		
	設定年月日	平成 15 年 2 月 18 日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 3 日程度 (注: 休日は含まない。)		
	内 訳	<p>経由機関 日 (機関名)</p> <p>協議機関 日 (機関名)</p> <p>処分機関 3 日</p>		
	設定年月日	平成 15 年 2 月 18 日	最終変更年月日	
備 考				